

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

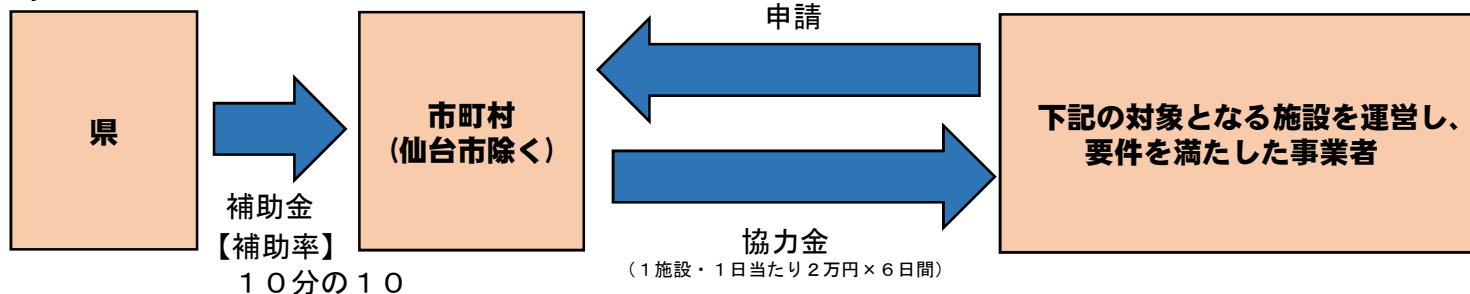
(まん延防止等重点措置の延長対応 **仙台市以外市町村適用分**)

まん延防止等重点措置が令和3年5月11日まで延長されたことに伴い、仙台市以外の市町村全域を対象として下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年5月6日午後9時から令和3年5月12日午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に下記のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(以下、協力金)」を支給いたします。

◎支給額 1施設・1日当たり2万円×6日間

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。

◎実施スキーム



【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

【対象となる要件】

◎令和3年5月5日以前から開業しており、令和3年5月6日午後9時から令和3年5月12日午前5時の期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※ 以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等